

お知らせ①

地価公示価格がご覧になれます

1月1日現在の地価公示価格(国が区内の一般的な画地を抽出し、1㎡当たりの価格を公表したもの)が区民事務所(練馬を除く)や図書館、経理用地課(区役所東庁舎3階)でご覧になれます。▶**問合せ**:経理用地課管財係☎5984-2807

小冊子「学びと文化のイベント情報」を発行

上半期に区内で開催する文化イベントや講座などを紹介しています。▶**配布場所**:区民事務所(練馬を除く)、図書館、地区区民館、生涯学習センター、区民情報ひろば(区役所西庁舎10階)、文化・生涯学習課(同本庁舎8階)など▶**問合せ**:生涯学習センター☎3991-1667

税

自動車税種別割・軽自動車税種別割の納税通知書を発送

自動車税種別割は5月1日(月)、軽自動車税種別割は10日(水)に発送し

ます。納期限は31日(水)です。**〈減免の制度があります〉**

身体障害者手帳などをお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件に当てはまる場合は①自動車税種別割②軽自動車税種別割の減免が受けられます。5月31日(水)までに申請が必要です。

◎**問合せ**:①東京都自動車税コールセンター☎3525-4066②税務課税証明・軽自動車税担当☎5984-4536

給与から差し引かれる方へ令和5年度の税額通知書を発送

特別区民税・都民税(住民税)が給与から差し引かれる方には、5月10日(水)に勤務先に発送します。個人で納める方や公的年金から差し引かれる方には、6月9日(金)に発送する予定です。▶**問合せ**:区税第一～第四係☎5984-4537

国民健康保険

加入・脱退の手続きは14日以内に

職場の健康保険を脱退した方は国民健康保険への加入手続きを、職場の健康保険に加入した方は国民健康

保険の脱退手続きを14日以内に行ってください。

国民健康保険への加入手続きが遅れた場合でも、保険料は職場の健康保険を脱退した日までさかのぼってお支払いいただけます。脱退手続きが1年以上遅れた場合、払い過ぎた保険料が戻らない場合があります。

▶**手続きに必要なもの**:**A**国民健康保険に加入する方…職場の健康保険の資格喪失証明書**B**国民健康保険を脱退する方…国民健康保険証と職場の健康保険証(全員分)**AB**とも…①届出人の本人確認ができる書類②世帯主と届け出の必要な方全員のマイナンバーが確認できる書類▶**届け出先**:こくほ資格係(区役所本庁舎3階)、こくほ石神井係(石神井庁舎2階)、区民事務所(練馬・石神井を除く) ※郵送可。▶**問合せ**:こくほ資格係☎5984-4554

事業者向け

ボランティア担当者基礎研修

▶**対象**:福祉施設や病院、地域活動団体などでボランティアの受け入れに携わる方▶**日時**:6月12日(月)午後1時30分～4時30分▶**場所**:ココネリ3階▶**定員**:40名(先着順)▶**費用**:1,000円▶**申込**:6月1日(水)までに電

話で練馬ボランティア・地域福祉推進センター☎3994-0208

住まい・まちづくり

都営住宅の入居者を募集(都公募分・地元割当分)

申し込み資格など詳しくは、申込書と一緒に配布する募集案内をご覧ください。 ※都公募分と地元割当分は、それぞれの申し込み資格を満たせば、両方に申し込みます。 ※地元割当分は、1～2人世帯向け3戸、2人以上世帯向け1戸。▶**申込書・募集案内の配布期間**:5月8日(月)～16日(水)▶**配布場所**:区民事務所(練馬を除く)、図書館(南大泉図書館分室を除く)、区役所庁舎案内(本庁舎1・2階)、住宅課(同13階)▶**問合せ**:都公募分…東京都住宅供給公社☎3498-8894、地元割当分…住宅課住宅係☎5984-1619

耐震相談会

(一社)練馬区建築設計事務所協会の建築士が、耐震改修や助成に関する相談にお応えします。▶**日時**:5月21日(日)午後1時～4時の間の45分▶**場所**:石神井庁舎5階▶**申込**:5月19日(金)までに電話で耐震化促進係☎5984-1938

商店街を盛り上げよう!

空き店舗への新規出店を応援! ~店舗改修費などを補助します

石神井公園商店街または栄町本通り商店街で新規出店し、商店街の活性化に取り組む事業者に店舗改修費などを補助します。▶**補助内容**:店舗改修費(限度額100万円)など▶**問合せ**:商店街について…石神井公園商店街振興組合☎5393-4286(午前9時～午後5時)、栄町本通り商店街振興組合☎3991-0954(水曜を除く午前9時～午後6時)、**補助金・申し込みについて**…商工係☎5984-2675

詳しくはコチラ



▲石神井公園商店街



▲栄町本通り商店街

用途地域等の変更を行いました

区は、都の用途地域の変更に合わせて、特別用途地区・高度地区・防火地域及び準防火地域・地区計画の変更を行いました。変更後の用途地域等は、都市計画課(区役所本庁舎16階)や区ホームページでご覧になれます。▶**問合せ**:都市計画課土地利用計画担当係☎5984-1544



麻しん(はしか)・風しん

予防接種を受けましょう

申込先・問合せ 予防接種係☎5984-2484

麻しん(はしか)は、感染すると重い合併症を引き起こすことがあります。風しんは、妊娠中の方が感染すると生まれてくるお子さんに心疾患や白内障、難聴などの影響が出る可能性があります。

お子さんが感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにもなるべく早めに予防接種を受けましょう。

定期予防接種

	第1期	第2期
対象	生後12～24カ月児	平成29年4月2日～30年4月1日生まれのお子さん
予診票の送付時期	生後11カ月になる月	3月に送付済み

任意予防接種

定期予防接種を受けられなかった方を対象に、任意予防接種の費用を全額助成しています。▶**対象**:定期予防接種の対象とならない2～18歳の方▶**申込**:電話または区ホームページで予防接種係へ



〈風しんの抗体検査もお早めに〉

抗体検査が済んでいない昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性を対象に、クーポン券を発送しました。 ※抗体検査の結果、数値が低い方には予防接種を行っています。

5/3 祝

憲法記念日に寄せて ~人権について考える

憲法は、基本的人権の尊重を大きな柱の一つとしており、侵すことのできない永久の権利として一人ひとりの人権を保障しています。

いじめや虐待、障害のある方や性的マイノリティーの方などに対する誹謗・中傷など、相手の人権を考えない行為が依然としてなくなりません。外国人や同和問題(部落差別)に関する差別的な落書きやヘイトスピーチなどの差別行為も発生しています。

私たちは多くの人と関わり合いを持って生きています。一人ひとりが自分らしく、他の人たちと幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要です。

平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が、31年に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が施行され、法令の整備が行われてきました。

区では、差別を許さないという認識のもと、人権尊重に関するセミナーやパネル展を開催し、周知・理解促進に取り組んでいます。

人権問題を身近な問題と捉え、支え合う社会を築いていきましょう。

▶**問合せ**:人権・男女共同参画課☎5984-1452



セミナーの様子